

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例（埼玉県条例第十二号）
（国保医療課）

一 趣旨

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、埼玉県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する。

二 内容

国民健康保険法の規定に基づき、市町村の国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、埼玉県国民健康保険広域化等支援基金を設置していた。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、同基金の設置根拠に係る規定が削除され解散することとされたため、埼玉県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する。

三 施行期日

平成三十一年四月一日